



中部電力パワーグリッド



電気工事店 各位

発電設備の接続申請に伴う 供給側申請の取扱い変更について (お知らせ)

2021年8月

はじめに

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

日頃、皆さまから頂戴する貴重なご意見を受けて、

低圧発電設備※の接続申込み時に

発電側申込とともにご提出いただいております供給側申込につきまして、
一定の条件に限り供給側申込のご提出を省略とさせていただきますので
お知らせいたします。

※ 太陽光発電等の再エネ発電設備、蓄電池や燃料電池等の再エネ以外の発電設備

発電設備の接続申込みについて

低圧発電設備の接続申込みは、原則、**供給側申込**および**発電側申込**ともにご提出いただくよう、ご協力いただいておりますが、

**今後は、供給側契約内容および設備内容に変更なく、
 S B・計器工事が発生しない場合に限り、
 原則、**供給側申込のご提出を省略とさせていただきます。****

なお、供給側の契約状況および工事内容によっては、供給側申込のご提出をお願いする場合がございます。詳細は[次ページにてご確認ください](#)。また、[申込例も合わせてご覧ください](#)。

<参考> インターネット申込システム「お申込み種別選択」画面イメージ

お申込み種別選択

お申込み種別	供給側申込	選択してください 新設または増減設、受電設備・負荷設備の変更申込み その他設備改修
	発電側申込	再エネ契約の新設 再エネ契約の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修 その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の新設 その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修

供給側申込のご提出が省略となる場合

対象発電設備

条件

再エネ発電設備※1

(太陽光、風力、水力等)

- ✓ 供給側の契約内容および設備の変更を伴わない場合
- ✓ 計器工事・SBの工事が不要な場合

再エネ以外の発電設備

(蓄電池、燃料電池等)

- ✓ 供給側の契約内容および設備の変更を伴わない場合
- ✓ 計器工事・SBの工事が不要な場合 (逆潮流がない場合は対象外)
- ✓ 同地点に既設余剰太陽光契約が存在する場合 (逆潮流がない場合に限る) ※2

※1 自家消費型設置の場合は、供給側申込をご提出ください。

※2 同地点に既設余剰太陽光契約が存在しない場合は、供給側申込をご提出ください。

ただし、上記条件に当てはまる場合においても、以下に該当する場合は供給側申込のご提出をお願いいたします。また、下記以外においても供給側申込のご提出をお願いする場合がございます。

供給側申込のご提出が**必要**となる事例

- 供給側契約が回路数または負荷設備を積み上げた容量にて当社設備形成を行っている場合
- 発電設備用ブレーカー以外のブレーカーを別途新たに設置する場合
- エコキュート (温水器) の配線方式が変更となる場合
- お客さま配線の張替等により封印破碎や引込支持点の開放・接続がある場合

発電設備の接続申込みについて

【申込例】

- 既設建物へ余剰太陽光を新規設置
- 供給側契約内容および設備変更なし
- 現地スマートメーター設置済（上位サイズのスマートメーターへの取替なし）

変更前

供給側申込：その他設備改修



発電側申込：再エネ契約の新設

— 選択してください —

新設または増減設、受電設備・負荷設備の変更申込み

その他設備改修

再エネ契約の新設

再エネ契約の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修

その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の新設

その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修

変更後

~~供給側申込：その他設備改修~~

発電側申込：再エネ契約の新設

のみ

— 選択してください —

~~新設または増減設、受電設備・負荷設備の変更申込み~~

~~その他設備改修~~

再エネ契約の新設

再エネ契約の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修

その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の新設

その他発電（燃料電池、蓄電池等）・非FIT買取の増減設、受電設備・負荷設備の変更申込みまたはその他設備改修



中部電力パワーグリッド